

茨城県報

第 2 2 6 号

平成3年3月22日

金 曜 日

目 次

規 則

- | | ページ |
|---|-----|
| ●茨城県自転車競走実施規則の一部を改正する規則(総務課) | 1 |
| ●茨城県肥料生産登録手数料等徴収規則の一部を改正する規則(改良普及課) | 2 |

告 示

- | | |
|--|----|
| ●茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例に基づく使用料の一部改正(障害福祉課)... | 2 |
| ●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課) | 2 |
| ●救急診療所に係る申出の撤回(医療整備課) | 3 |
| ●救急病院等の認定(") | 3 |
| ●救急医療協力病院等の指定の取消し(") | 5 |
| ●救急医療協力病院等の指定(") | 5 |
| ●保安林の指定の解除の予定(林業課) | 6 |
| ●土地収用法による事業の認定(用地課) | 6 |
| ●道路の区域の変更(道路維持課) | 7 |
| ●都市計画の変更(都市計画課) | 7 |
| ●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(3件)(") | 8 |
| ●土地区画整理組合の解散の認可(4件)(") | 9 |
| ●都市計画法に基づく事業計画の変更の認可(下水道課) | 10 |
| ●茨城県建築計画概要書閲覧規程の一部改正(建築指導課) | 11 |
| ●換地計画の適当決定(土地改良事務所) | 13 |

公 告

- | | |
|----------------------------------|----|
| ●県営土地改良事業計画(農地管理課) | 13 |
| ●都市計画事業の施行者の名称等(2件)(都市施設課) | 13 |
| ●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課) | 14 |
| ●道路の位置の指定(2件)(") | 15 |

規 則

茨城県規則第9号

茨城県自転車競走実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

茨城県自転車競走実施規則（昭和38年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成何年度 第何回茨城県宮取手競輪」を「何年度 第何回茨城県宮取手競輪」に改める。

第51条第1号中「半袖」を「長袖」に改める。

付 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

茨城県規則第10号

茨城県肥料生産登録手数料等徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県肥料生産登録手数料等徴収規則の一部を改正する規則

茨城県肥料生産登録手数料等徴収規則（昭和27年茨城県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「11,000円」を「14,000円」に、「23,000円」を「28,000円」に、「2,300円」を「2,800円」に、「4,700円」を「5,700円」に改める。

付 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第349号

昭和52年4月7日茨城県告示第428号で告示した茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例に基づく使用料中「1,340円」を「1,370円」に改め、平成3年4月1日から施行する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第350号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

氏 名	登録記号番号	登録年月日
本 田 克 也	茨 医 8 0 7 9	3 . 2 . 21
中 村 邦 子	茨 薬 1 4 2 8	3 . 2 . 13
小 澤 み ち 子	茨 薬 1 4 2 9	3 . 2 . 20
柳 原 政 敏	茨 薬 1 4 3 0	3 . 2 . 27
黒 田 か ほ る	茨 薬 1 4 3 1	3 . 3 . 1
手 島 洋	茨 薬 1 4 3 2	3 . 3 . 4
足 立 由 香	茨 薬 1 4 3 3	3 . 3 . 6

茨城県告示第351号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所である次の診療所については、その開設者から同令第2条第2項の規定による申出の撤回があったので、同項の規定により告示する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

名 称	所 在 地
羽 生 医 院	行方郡麻生町麻生1 1 1 8
坂 本 医 院	水海道市小山戸町1 - 1

茨城県告示第352号

次の病院又は診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院又は救急診療所である。

なお、当該救急病院又は診療所に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成6年3月21日である。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

名 称	所 在 地
株式会社 日立製作所 日 立 総 合 病 院	日立市城南町2 - 1 - 1
医療法人社団 清和会 石 川 病 院	竜ヶ崎市大徳町5 3 5 3 - 1
秋 本 脳 神 経 外 科	竜ヶ崎市川原代町6 1 8 7 - 1

医療法人社団 常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896
美 浦 中 央 病 院	稲敷郡美浦村宮地596
国 立 霞 ヶ 浦 病 院	土浦市下高津2-7-14
総合病院 土 浦 協 同 病 院	土浦市真鍋新町11-7
常 陽 病 院	土浦市常北町14-4
医療法人社団 誠仁会 都 和 病 院	土浦市常名町3690
東京医科大学霞ヶ浦病院	稲敷郡阿見町中央3-20-1
医療法人社団 重陽会 斉 藤 病 院	石岡市旭台1-17-26
石 岡 市 医 師 会 病 院	石岡市大字石岡字大砂原10528-1
美 野 里 病 院	東茨城郡美野里町西郷地1462
小 川 町 国 保 中 央 病 院	東茨城郡小川町大字中延651-2
長 島 外 科 病 院	古河市本町1-9-15
医療法人 杉村会 古 河 整 形 外 科 病 院	古河市横山町1-2-6
総合病院 猿 島 赤 十 字 病 院	猿島郡総和町上辺見1300-13
高 野 病 院	猿島郡総和町西牛ヶ谷1015-7
友 愛 記 念 病 院	猿島郡総和町関戸726
岩 本 病 院	猿島郡猿島町大字沓掛850
猿 島 協 同 病 院	猿島郡境町2190
菊 山 胃 腸 科 外 科 医 院	下妻市大字下妻丁81-7
平 間 病 院	下妻市江2051
湯 本 病 院	結城郡八千代町栗山238
医療法人 江東会 存 身 堂 病 院	岩井市大字岩井3293

高 橋 医 院	岩井市大字岩井4 5 9 5
田 中 病 院	水海道市森下町4 4 4 7
総合病院 取 手 協 同 病 院	取手市大字寺田5 9 0 1－1
医療法人社団 輝峰会 東 取 手 病 院	取手市井野2 4 6
医療法人 植竹会 植 竹 病 院	取手市取手3－2－4 1
西 間 木 病 院	取手市戸頭1－8－2 1
取手北相馬 保健医療センター医師会病院	取手市大字野々井1 9 2 6
医療法人社団 宗仁会 宗 仁 会 第 一 病 院	北相馬郡藤代町大字岡1 4 6 7

~~~~~

#### 茨城県告示第353号

次の救急医療協力病院又は診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第1項の規定により、同規則第3条の指定を取り消した。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

| 名 称     | 所 在 地            |
|---------|------------------|
| 浅 田 医 院 | 結城郡千代川村本宗道1 0    |
| 小 塙 病 院 | 新治郡玉里村田木谷1 6 9－3 |

~~~~~

茨城県告示第354号

次の医療機関については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条の規定により救急医療協力病院又は救急医療協力診療所に指定する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

名 称	所 在 地
浅 田 医 院	結城郡千代川村本宗道10
玉里メデイカルウィーメンズ ク リ ニ ッ ク 小 埜 医 院	新治郡玉里村田木谷169-3
坂 本 医 院	水海道市小山戸町1-1

~~~~~

**茨城県告示第355号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
久慈郡太子町大字相川字大関沢2175の58
- 2 指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 送電施設用地とするため

~~~~~

茨城県告示第356号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 起業者の名称 里美村
 - 2 事業の種類 老人福祉センター建設及び薬草園整備事業
 - 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分 茨城県久慈郡里美村大字大中字工入、字館及び字又兵衛地内
 - (2) 使用の部分 な し
 - 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
里美村役場
- ~~~~~

茨城県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成3年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤代板戸井岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡藤代町大字岡字台畑 1041番1地先から 取手市大字下高井字官上木 1264番1地先まで	旧	メートル 最大 7.0 最小 3.5	メートル 1,368.0	
北相馬郡藤代町大字岡字台畑 1033番1地先から 取手市大字下高井字官上木 1261番1地先まで		最大 59.0 最小 5.5	1,350.0	
北相馬郡藤代町大字岡字台畑 1033番1地先から 取手市大字下高井字官上木 1261番1地先まで	新	最大 59.0 最小 5.5	1,350.0	旧道移管による区域変更

茨城県告示第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 都市計画を変更する土地の区域
 - 3・3・6土浦・新治線
 - 削除する部分
土浦市大字真鍋字池の上の一部
 - 変更する部分
土浦市大字常名字大山、字赤池東山の各一部
大字殿里字赤池の一部

3・4・5川口・下稲吉線

変更する部分

土浦市大字木田余字榎買場，字宮ヶ崎の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第359号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により川尻土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可した。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 組 合 の 名 称 川尻土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和53年10月5日から平成4年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 日立市川尻町字南切関の全部，字切関，字台の後，字天神谷，字寺の後，
字白山脇，字山神下，字上山崎の各一部
“ 折笠町字七長田，字天神前，字五反田の各一部
“ 砂沢町字赤坂の一部
- 4 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号
- 5 設立認可の年月日 昭和53年10月5日
- 6 変更の主な内容 事業施行期間の変更，資金計画の変更，測量誤差による地積の変更
- 7 変更認可の年月日 平成3年3月22日

茨城県告示第360号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により吹上土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可した。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 組 合 の 名 称 吹上土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和49年10月3日から平成4年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 日立市久慈町一丁目及び二丁目の一部
- 4 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内
- 5 設立認可の年月日 昭和49年10月3日
- 6 変更の主な内容 事業施行期間の変更，資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成3年3月22日

茨城県告示第361号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により森山土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 組 合 の 名 称 森山土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和54年12月24日から平成4年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 日立市森山町一丁目の一部
- 4 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号
- 5 設立認可の年月日 昭和54年12月24日
- 6 変更の主な内容 事業施行期間の変更，資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成3年3月22日

茨城県告示第362号

鹿島町鉢形土地区画整理組合の解散について認可したので，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第4項の規定により告示する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第363号

磯道・見附窪土地区画整理組合の解散について認可したので，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第4項の規定により告示する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第364号

川尻第二土地区画整理組合の解散について認可したので，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第4項の規定により告示する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第365号

南部第一土地区画整理組合の解散について認可したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第4項の規定により告示する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 施行者の名称 行方郡潮来町

2 都市計画事業の種類及び名称

潮来都市計画下水道事業潮来町公共下水道

3 事業施行期間 昭和48年3月5日から平成8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 昭和48年茨城県告示第202号、昭和49年茨城県告示第249号、昭和51年茨城県告示第490号、昭和58年茨城県告示第496号、昭和59年茨城県告示第444号、及び平成2年茨城県告示第1333号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域。

行方郡潮来町大字延方字西ノ北の一部の区域

(2) 使用の部分 昭和48年茨城県告示第202号、昭和49年茨城県告示第249号、昭和51年茨城県告示第490号、昭和58年茨城県告示第496号、昭和59年茨城県告示第444号、及び平成2年茨城県告示第1333号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域。

行方郡潮来町大字延方字新宮下、字小橋及び字荒久、並びに宮前二丁目の各全部の区域並びに、字新宮、字大山、字搭の下、字コモタ、字諏訪下、字後田、字畑中、字西ノ北、字小泉北、字小泉前及び字曲松北、並びに宮前一丁目、並びに大字潮来字潮来前の各一部の区域。

茨城県告示第367号

茨城県建築計画概要書閲覧規程（昭和46年茨城県告示第346号）の一部を次のように改正する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

題名を次のように改める。

茨城県建築計画概要書等閲覧規程

第1条中「第11条の2第2項」を「第11条の3第3項」に改め、「建築計画概要書」の次に「及び築造計画概要書」を加え、「概要書」を「概要書等」に改める。

第2条中「概要書」を「概要書等」に改め、「土木事務所に所属する建築主事が確認した建築物」の次に「及び工作物（以下建築物等）」を加え、「土木部建築指導課に所属する建築主事が確認した建築物」を「土木部建築指導課に所属する建築主事が確認した建築物等」に改める。

第3条の見出しを「（閲覧時間）」に改め、同条第1項を次のように改める。

概要書等の閲覧時間は、茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日は、午前9時から正午までとする。

同条第2項中「概要書」を「概要書等」に改める。

第4条中「概要書」を「概要書等」に、「建築計画概要書閲覧申込書」を「建築計画概要書等閲覧申込書」に改める。

第5条から第7条までの規定中「概要書」を「概要書等」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条）

建築計画概要書等閲覧申込書

年 月 日

茨城県知事

殿

申込者 住 所

氏 名

印

下記について閲覧を申し込みます。

記

1 建築物等の位置

市 町

郡 村 大字

2 建築確認番号
及び年月日

第 号 年 月 日

3 閲覧申込理由

備考（この欄は、記入しないでください。）

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

~~~~~

**茨城県告示第368号**

新治郡新治村大字藤沢1331番地藤沢地区共同施行委員長大沢三千雄から平成3年2月5日付けで認可申請のあった藤沢地区の換地計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により平成3年2月21日適当と決定したから、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年3月22日

茨城県土浦土地改良事務所長 中 嶋 茂

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 平成3年3月25日から平成3年4月17日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 新治村役場

## 公 告

**●県営土地改良事業計画**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営霞ヶ浦用水Ⅱ期地区土地改良事業（かんがい排水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類 県営霞ヶ浦用水Ⅱ期地区土地改良事業（かんがい排水）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間 平成3年3月25日から平成3年4月17日まで
- 3 縦 覧 場 所 真壁町役場、大和村役場、協和町役場、岩瀬町役場

**●都市計画事業の施行者の名称等**

土浦・阿見都市計画道路事業については、平成3年2月26日建設省告示第579号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
土浦・阿見都市計画道路事業  
3・3・21号 荒川沖駅前西通り線
- 2 施行者の名称 茨城県

- 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県庁

- 4 事業地の所在  
収用の部分 変更なし

~~~~~

水戸勝田都市計画道路事業については、平成3年3月4日建設省告示第400号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
水戸勝田都市計画道路事業
3・4・52号 那珂湊海岸線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県庁
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更なし

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
土浦市穴塚字根本132番2，136番2，140番2，143番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
土浦市天川2丁目1008番地の569  
有限会社 高雄不動産  
代表取締役 川 村 高 則

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町駒渡字後原1208番4

## 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町駒渡1210番地

前 木 修

## ●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成3年3月22日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                            |                           | 道 路 の 位 置                                 | 道路幅員及び延長     |                |
|----------------|--------------|----------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------|--------------|----------------|
|                |              | 氏 名                              | 住 所                       |                                           | 幅 員          | 延 長            |
| 潮土木指令<br>第107号 | 3.3.12       | 大野開発<br>(株)<br>代表清算人<br>出頭雄次郎    | 鹿島郡大野村<br>荒井46            | 鹿島郡大野村荒井字後<br>368-4, 379-6, 12,<br>381-29 | メートル<br>6.20 | メートル<br>100.00 |
| "<br>第108号     | "            | (有)宮中グ<br>リーンホーム<br>(代)<br>渡辺 清吉 | 東京都江戸川区<br>中葛西<br>5-11-25 | 鹿島郡大野村角折<br>字忠2280-7                      | 6.20         | 84.34          |
|                |              | 長岡 さだ                            | 鹿島郡大野村<br>角折436           |                                           |              |                |

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は繰下発行（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)